

南紀白浜空港における各種試験・訓練飛行について【お知らせ】

(南紀白浜空港供用規程第9条及び同規程第17条第2項 関係)

1 試験・訓練飛行の実施要件

(1) 航空機

試験訓練飛行（以下「訓練等」という。）を実施できる航空機は次のとおりとする。

- ア 飛行機（ジェット機を除く）
最大（離陸）重量が14トン以下のもの。
- イ 回転翼航空機
最大（離陸）重量が11トン以下のもの。

(2) 内容

実施することができる訓練等は、南紀白浜空港において航空法第81条に規定する最低安全高度以下で実施する試験飛行や訓練飛行であって、以下に掲げるものとする。

- ア ローアプローチ（以下「L/A」という。）
- イ タッチアンドゴー（以下ストップアンドゴーを含め「T/G」という。）
- ウ ホバリング
- エ その他、株式会社南紀白浜エアポート（以下「空港運営会社」という。）が実施を承認する試験・訓練飛行

(3) 時間帯等

訓練等が実施できる時間は、**9時30分から16時00分**までの間とする。

ただし、以下の期間等は、認めないものとする。

- ア 土曜日、日曜日、祝日
- イ ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）
- ウ お盆（8月13日～8月16日）
- エ 年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 回数制限

訓練等は、空港滑走路上空（最低安全高度以下）に進入し、当該上空を離脱するまでを1回とし、空港における1日あたりの上限は10回とする。

なお、ホバリング等明確に回数を設定できない訓練等については、訓練等の開始から15分経過する毎に1回とみなし、空港における1日当たりの上限は4回とする。この場合、上記上限回数10回に含むものとする。

(5) 操縦資格等

訓練等を実施する者は、操縦士（自家用、事業用、定期運送用）の技能証明（ICAO加盟国で取得した操縦士の資格で、日本の資格に書き換え前のものも含む。）を有していなければならない。ただし、航空法第29条に係る航空機操縦練習許可証取得者で、指導教官が同乗して訓練等を実施する場合はこの限りでない。

(6) 着陸義務等

訓練等を実施する者は、訓練等の前又は後に必ず着陸しなければならない。

なお、南紀白浜空港供用規程第19条第1項、第2項第1号及び第4項の規定により空港運営会社が着陸料の免除を承認した航空機による訓練等の場合又は空港運営会社が特に認めた場合については、この限りではない。

(7) 試験・訓練使用料

訓練等を実施する者は、着陸時に南紀白浜空港供用規程第 17 条第 2 項の規定により、試験・訓練使用料を空港運営会社に現金で支払わなければならない。

なお、南紀白浜空港供用規程第 17 条第 2 項の規定により、後納が認められている航空機の場合は後納によるものとし、また、南紀白浜空港供用規程第 19 条第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 4 項の規定により着陸料等の免除が認められている航空機の場合は試験・訓練使用料を免除とする。

(8) 飛行計画への記載

訓練等（ホバリングを除く。）を実施する者は、航空法第 97 条及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 203 条の規定に基づき国土交通大臣に通報する飛行計画（フライト・プラン）の「その他の情報」欄に空港運営会社から承認を受けた L/A 又は T/G の回数を記入するものとする。

(9) 騒音への配慮

訓練等を実施する者は、航空の安全を確保したうえで、可能な限り住宅等密集地域の上空を避けて飛行するなどの空港周辺住民に対する配慮に努めなければならない。

(10) 法令及び諸規定等の遵守

訓練等を実施する者は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）、南紀白浜空港供用規程（2019 年 4 月 1 日施行）等の関係法令、その他諸規程を順守しなければならない。

2 訓練等の予約

(1) 予約方法

実施日の 1 週間前から前日までに空港運営会社に予約を行うこと。

なお、予約に際しては、訓練等の予定回数を報告すること。

(2) 予約申し込みの承認

空港運営会社は、予約申込の承認にあたり、空港管理上必要な指示をし、又は条件を附す場合がある。

(3) 予約内容の変更等

訓練等の予約を行った者は、承認を受けた訓練等の内容を変更又は取り消す場合、速やかに空港運営会社に届出なければならない。

また、訓練等実施にあたり、訓練等の予定回数に変更があった場合、訓練等終了後、空港運営会社の実績回数を報告すること。ただし、変更後の回数が 1(4)の回数制限を超えてはならない。

3 その他

(1) 訓練等の中断指示等

空港運営会社は、訓練等の予約承認後であっても、空港管理・運営上必要と判断した場合、訓練内容の変更、中断、打ち切りを指示する場合がある。

(2) 指示又は条件に違反があった場合の措置

空港運営会社は、指示又は条件に違反した者に対し、空港管理・運営上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。